

高齢者の不要不急の外出自粛 要請について

【期 間】

令和4年7月28日(木)～8月27日(土)

大阪府では、高齢者等※に対して、自らの命と健康を守るため、医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出を控えること等が要請されています。

施設利用の皆様には、今一度、感染防止対策を徹底していただき、自己への感染の回避、また、他人に感染させないようにご配慮いただきますようお願いいたします。

※高齢者等とは、基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含みます。

茨木市市民文化部スポーツ推進課 TEL072-620-1608